千葉県入札監視委員会平成24年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成25年3月4日(月)千葉	ミ 県自治会館第1・2会議室
委員	 小野 理恵 (千葉大学法経学部 ○ 服部 岑生 (千葉大学名誉教授藤井 一 (弁護士) ◎ 丸山 英氣 (弁護士) 柳 久之 (社団法人日本経営 ◎ 委員長 ○ 委員長代 	受) (協会) (敬称略・五十音順)
審議対象期間	平成24年4月1日~	平成24年9月30日
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に13件の低
一般競争	3件	入札調査があったことを報告し た。
指名競争	1 件	2 審議対象期間中に9件(13 者)の指名停止があったことを
随意契約	1件	報告した。
_	_	
委員からの意見	意見・質問	回 答
・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	なし	

問合せ先

 $\mp 260 - 8667$

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

○ 千葉県と同じように90%以上が落札 出来ていない県や、落札できる件数が多く なっている県など、それぞれの県の運用状 況によりいろいろであり、一概に同じでは ない。
○ 落札に至っている県の状況は分からないが、千葉県と同様に90%以上落札出来ていないのは、運用の要領に基づき忠実に実施しているからであると考える。
○ 国は、ランクを分けている。特別重点調査というのを設けている。特別重点調査については、ほとんど落札できない状況である。
システムの様な形では出来ていない。国の制度があって、標準約款やスタンダードなモデルを各自治体がアレンジする形で制度を作っている。

回答
○ 関東地区の発注機関が集まる会議は、年 2回程度行われている。 こういった場で、情報共有することはあ る。
国は、ダンピング対策には力を入れている。県としても、低入札価格調査についても 厳正に行っていくスタンスである。
○ 国は、平成23年4月に低入札調査基準価格の算定式を見直した。 それまでは85%位が調査基準価格となっていたが、その近辺での案件の工事成績があまり良くないことから現場管理費率の見直しを行い87%位になった。 県も平成23年8月から導入した。
○ 今回と前回が見直し後の適用期間になる。 前年同期は、見直し前と後が混ざっている。

別紙	
意見・質問	回答
○ 落札率はだんだん上がっているように 見えるが、調査基準価格が上がっているこ とが落札率の上昇に関係しているのか。	○ 調査基準価格は2%位上がることになったが、それが入札価格にどの位影響しているかは定かではないが、トータルとしては多少上がっているので、その辺は影響があるのかなと思われる。
○ 総括表で、総計1,483件中一般競争 入札が133件と、1割近くが一般競争入 札を行っているが、参加者が少ないのは2 者というのが先ほどあったが、最大の申込 者数はどのくらいいるのか。	最大で22者申し込みがあった案件もある。少ないものでは、1者しか集まらなかったケースもある。
○ 少ない案件については、要件が厳しいからか、或いは、条件と合致する者が相当数いたにもかかわらず少ないのかは分析しているのか。	○ 県では、要件を設定するときに参加見込み業者数として20者以上確保しているので、参加条件が厳しいということはない。
○ 低入札価格調査実施案件一覧表で、一般 競争入札で参加申請があった者が実際の 入札には参加していない状況が、いくつか あるが、その理由についてはわかります か。	○ 10日間の公告期間後の3日間の受付期間では、参加意思表示があったが、その後、資料の作成や見積りを行う間に技術者の状況等各社の事情により減ってきていると思われる。
○ 審議事案一覧の随意契約の1番金額が 高い案件について、経緯がわかったら教え て下さい。	○ 放射性廃棄物の保管施設を早急に整備 する必要があることから、緊急随契、5号 随契を行ったものです。

意見・質問	回答
事案 1 一般競争入札 【千葉県立美術館耐震改修機械設備工事】	
○ 特定JVというのは、あらかじめそういう組合せができているのか。	○ 公告時に組合せの要件を示し受付をし、 資格があることが確認できた場合に名簿 に登載することとなっている。
○ 組む者が相手方を探すのか。	○ 参加者が、個々に相手方を見つけることになっている。
○ 評価調書について、落札者の技術評価点 130点のうち施工計画10点について、 どういう理由で10点になっているのか 教えてください。	○ 施工計画については2項目求めており、 落札者は、1項目について満点を取った。
○ 評価基準については、技術的に評価でき るものなのか。	○ 提案内容について確認して技術的に評価できると判断して配点している。
○ 数値について入っているのか。	数値など入っているものも入っていないものもある。なお、これらの評価は、技術審査会に説明し了承をいただいている。
○ 総合評価に関する事項の表は、事前に公 開されているのか。	○ 公告に載せており、事前に公開されている。
○ 技術評価点については、入札する企業 は、入札する段階で知っているのか。	○ 入札時点では知らない。落札決定後公表している。

意見・質問	回答
	○ 技術評価点については、0点が標準であり、設計書や標準仕様書に基づき、標準的にできるという評価である。 標準仕様書以上で効果が期待できる提案があった場合には、5点、あるいは10点加算して評価するのが全国的な総合評価の方式である。
○ 失格判定基準の金額との比較について、 失格判定基準に対してNGがでていると いうことが、適正な施工ができないという 判断になるのか。 業者は、算定式は知っているのか。	○ そのとおりである。また、算定式は公表している。
○ 直接工事費の費目というのは、明示されているのか。	○ 金額抜きの参考内訳書を提示しており、 これにあわせた金額入りの内訳書を提出 してもらっている。
施工計画として提案されたものについて、実際の工事において実施しているかどうかはチェックしているのか。 チェックしているとしたら、どのように行っているのか。	○ 検査の時に、履行がされたかどうかをチェックしている。実施されていない場合は、工事の成績点が-3点の減点となり、次の年の総合評価においても、-2点の減点になる。
○ 減点となった例はあるのか。	○ ある。○ 評価の対象としては、履行が確認できるものに対して加点している。確認方法は、現場事務所の監督職員が、現地での確認や写真、データ等で履行を確認している。

別 紙

意見・質問	回答
○ 履行の確認ができないことを計画書に 記載しても評価されないということか。	○ そのとおりである。
○ 評価について疑問を持って、問合せがく ることはないのか。	○ あるが、評価調書のみの公表としてい る。
○ 一般競争入札参加資格確認書について、 構成員の1者が指名停止になったため参 加資格なしとしているが、別の企業と組ん で参加させることはできなかったのか。	○ 構成員が指名停止になった場合には、別の構成員に替えて申請したい旨の申し出があれば受け付けることができることになっている。今回は、参加者からの申し出がなかったので、不参加となった。
○ 施工計画の配点の内訳については、参加者自身の内訳の公開請求があっても公開しないのか。	○ 公開していない。

別紙	
意見・質問	回 答
事案 2 一般競争入札 【小糸川地区 人見 2 号支線用水路工事】	
○ 開札調書について、無効3者、辞退1者 となっているが、無効の3者について内訳 書に不備があったということだがどうい うことか。	○ 公告文の工事費内訳書の提出に関する 記載のとおり、工事費内訳書には、項目、 数量、単価、金額を明記することになって いるが、不備があったため無効とした。
○ 無効となった3者は、これまでに一般競争入札に参加経験はあるのか。	○ ある。
○ 3者は、承知して書類を作成していない のか。	承知してかうっかりしてかはわからないが、あくまでも公告文に記載されたルールに則って処理した。
○ 無効でなければ安く仕事をしてもらうことができたはずなので、住民感覚としては、フォローの仕方を変えることによって税金を有効に使うことができる気がするので、一刀両断で切るのではなく発注者にとっても住民にとってもより良くできる方法を持っていてもいいのではないかという感想を持った。	
○ 総合評価方式は、入札参加者にとって事務量が増えることが中小企業にとっては負担になることから、中小企業対策を否定するような結果になっていないか。	○ 県の発注方法では、5千万円未満が指名 競争入札で、件数で、約9割となっている。 他県に比べると金額が高い方であり、そ の他の1割位が一般競争入札となってい る。 県内中小企業の受注機会確保について は、商工労働部局でも受注機会の確保の施 策に取り組んでおり、総合評価の評価項目 においても配慮している。

別 紙

意見・質問	回答
○ 総合評価の評価項目について特別な難 しい提出書類はあるのか。	○ 特に難しいものはない。
内訳書に不備があることと総合評価制度は関係ないことがわかった。内訳書に不備があることで何かペナルティーはあるのか。	○特にない。
 ○ 結果的に落札率が98%と高いことや、内訳書を故意に不備としたかも知れない者が3者、辞退が1者であることを考えると、参加者にとってうま味のない工事と判断したのではととることもできてしまうが、予定価格の設定について考え直す点はなかったのか感じるがいかがか。 	○ 積算基準に基づいて積算しているので、 不利益になるような工事とは思っていない。

意見・質問	回答
事案3 一般競争入札 【社会資本総合交付金(住宅)工事(道路改 良工)】	
○ 指名業者推薦書の中にある、客観点数と 主観点数の定義を教えてください。	○ 客観点数は、全国統一の経営事項審査の評価点で、技術者数や経営状況を点数化したもので、主観点数は、県独自の基準による点数である。 客観点数と主観点数を合計した総合点数で等級を決めており、土木一式では、1,080点以上がA等級、それ以下がB等級など、ABCDの4ランクに決めている。
格付けが同じなら総合点数による差別はないということでよいか。点数で差別をつけることもあるのか。	○ WTO案件の場合は、名簿に登載されていない企業も参加できるよう、経営事項審査の結果による客観点数のみで資格設定することがある。
○ 談合情報に対する調査について書かれ ているのは談合情報の内容か。	○ 違う。事情聴取を行った時に確認した内 容である。
○ 情報提供者からの情報の中には、この情報はなかったのか。	○ 情報としてあったのは談合情報報告書 にある落札業者と落札金額である。
○ 情報提供者は、確認できているのか。	○ できていない。
○ 入札方法を一般競争入札に変えた後も 応札者はほとんど変わっていないが、偶然 なのか。	○ その様に理解している。
○ 一般競争入札に変更して、新たに参加した企業は、管内の企業か。	○ 管内の企業である。

意見・質問	回 答
○ 指名競争入札での指名業者と、一般競争 入札に変更した時の参加者を比べると、指 名されていた4者が参加していないが、そ の後の状況について、何か情報は得ている か。	○ ない。
○ 一般競争入札で、1者が新たに参加しているが、指名の時に入っていないことについて、選定理由はどういうことか教えてください。	○ 指名にあたっては、Aクラスに加えて現場に近い市内に本店があるBクラスの業者を選定した。新たに参加した1者は、管内だが、どちらかというと遠いことから選定されなかった。
○ 開札調書について、落札価格が最低制限 価格と約400円差とかなり近くなって いる。 3千万円位になるとぎりぎりのところ になるのはありうることか。	○ 本工事は、予定価格が公表されている。 ぎりぎりのところで入札しているが、入札 の結果であり問題ないと思っている。 今回の工事は、一般的な道路改良工事で あり特殊な工種もなく積算は困難なもの ではない。以前にも、同種の工事内容のも の発注しており、それらが積算の参考にな っていると思われる。 また、積算には市販のソフトを使用して おり、その精度が高くなってきているとい うこともある。
○ 談合があったのかなかったのかというのは判断が難しいが、業者はもっと他にもたくさんいるわけだから、情報として名前が挙がっている業者には、入札の参加を控えるようなことを要請するように運用することはできないのか。	○ 談合情報の確度が高いかどうかわからない中で、入札参加をさせないというのは難しいと考える。

意見・質問	回答
参加させないのが難しいことは分かるが、業界団体等に自主規制的にやってもらうようなことをお願いすることはできないのか。	○ 地元の企業は、地域に精通し、地域貢献 や災害時に活躍しており、これらの業者に 対して、自主的に控えさせることが、公共 工事を実施するうえでいいことかどうか は、判断を要することだと思う。
○ なるべくクリーンなやり方、クリーンな 結果であったかを考えなくてはいけない。 なんでもかんでもこれは怪しいなとい う情報があった場合に、自主的に控えるよ うなことを、業界のモラルとして誘導して いくことができないのか。	情報が、ライバル会社を参加させないためなど、邪魔をするための情報の可能性もある。情報の信憑性を見極めるところに難しさがあることにご理解いただきたい。
○ この制度は、談合情報に対して無力である。その中で少しでも改善しようと思ったらある程度の合理的なものがあったら一歩踏み込んでいかないとならない。 意味がないことで強制的に排除することは難しいが、自主規制的なものが何かできないかと考える。	○ 談合情報マニュアルの見直しや指名停止期間の延長など、談合した場合のペナルティーは、強化している。これらが、抑止力として作用していると考えている。
○ 指名競争入札の時と一般競争入札の時では、予定価格が変わっているが、なにか変更があったのか。	○ 年度が変わり、単価が変わったため、予 定価格に違いが生じた。
○ 指名されていた業者が一般競争入札に 参加していない理由を聞き今後の指名の 参考にするなど、トラブルを何か今後に生 かすことを考えたらどうかいう印象を持 った。	○ 今後、必要があったら聞き取りをするなど、検討したい。

意見・質問	回 答
○ 今回は発注方法を変更して入札を行ったが、以前は、指名業者を入れ替えて入札をやり直したことがあったと思うがどうか。	回 で 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

意見・質問	回 答
事案 4 指名競争入札 【千葉県立八千代東高等学校管理特別教室 棟外壁補強改修工事】	
○ 12者の指名業者のうち、10者が辞退し、残る2者も100%でなければ受注したくないという入札結果だが、何か問題があったのではないか。	○ 予定価格を事前公表しているため、落札 率が100%となっている。予定価格は、 県の積算基準に基づき出しているので正 当なものと考えている。
○ この1件に限らず、この様な入札結果は どこかおかしいと考えている。 予定価格の積算の仕方か何か無理があ るのではないかと思う。	
○ 辞退理由は聞いているのか。	○ 辞退届が出ている。理由は、技術者不足が2者、手持ち工事が多く受注困難が3 件、会社の都合が5者となっている。
○ 辞退者には、ペナルティーはないのか。	○ はい、ありません。
○ 12者中10者辞退しているが、積算に 問題があったのではないかと推測してし まう。学校の工事ということで、いろいろ制約 があってうま味がないとか、施工時間帯に ついては、どう考えているのか。	 ○ 工期は、8月15日から10月31日までとなっている。 8月中は夏休みなので1日中施工できる。9月からは学校が始まるため、土日が音の出る工事、平日はできるだけ音が出ない内容としている。 工期を設定すると、経費は自動計算されるので問題ないと考えている。
○ 施工業者から苦情等は入っていないのか。	○ 特に入っていない。

意	見	•	晳	問

口

○ この工事の発注工種は建築一式、格付け | がCとなっている。

指名業者としてCが5者、Bが7者とな っているが、指名業者選定基準上は問題な いのか。

- で半数を超えない範囲で直近上位又は直 近下位を加えることができる、というよう なルールはないのか。
- 12者指名しているが、10者辞退し結 果的に2者しか入札していない。

競争としての実効性がない気がする。

指名業者を指名するときに、例えば、補 充する業者を指名する、辞退者が出たとき のために予備的に確保することはできな いのか。

- 業者を選定する時に12者しか適当な | 不調になった場合は、メンバーを入れ替 業者がいないから12者指名しているわ けではなく、それ以上にいるわけだから辞 退者が出たときに埋め合わせをする業者 をあらかじめ設定しておいて、そういう事 態が起きたときに業者数を12者に近づ ける方策をとることができないのかとい うことを言いたい。
- 入札参加者の数を入札手続きの途中か ご意見はわかりました。意見を踏まえ勉 らでも増やすことができるような方法を 考えてはどうかお願いしたい。

○ 基準ではCだが、技術的適正を考慮して Bを加えた。

- 千葉県の基準では、当該等級が半数以上 | 本来の等級をおおむね半数以上確保す ることを原則としているが、困難な場合は やむを得ないとしている。
 - 指名業者選定基準では、指名業者数は、 予定価格が1千万以上では12者以上、1 千万円未満では9者以上となっている。

増やすとなるとどこまで増やすかとい うときに恣意的なところが出てくること が懸念されるというところから増やすこ とはしていない。

えてやり直すことはあるが、補充すること は制度として難しいと思う。

強していきたい。

別	
意見・質問	回 答
○ 今回は、耐震改修工事であるが、改修と 新築とでは、得意とする建築業者は違う。 改修工事は、専門性が高いので、よく考えた方がよい。 今回は、改修設計を実施しているということでよいか。 入札参加者が少ないという理由は、安いということもあるかも知れないが、工事そのものに慣れていなくてやりにくいということもあると思う。	○ 耐震診断を行った結果、耐震性能を満たしていたため耐震設計を行って、工事を発注した。 今後の発注にあたり参考にさせていただきたい。

別、紙	
意見・質問	回 答
事案 5 随意契約 【栗山浄水場一拡 3 号沈澱池撹拌装置整備 工事】	
○ 随契理由が曖昧に聞こえる。 何基かある撹拌装置のうち1基を取り 外し、他のものに置き換える工事というこ とだが、デジタル関係の情報機器だと既存 の機器と密接な関係があるという理由は わかるが、この場合、業者を替えられる、 競争させるいい機会だったと思うがどう か。	○ 今回入れ替える装置は、沈殿装置全体の中では非常に小さな部分であるが、全体として既設の機器とのつながりのある部分が、設計者にしか知り得ない情報があるということで、特命随契とした。
○ 全体的に撤去できるのであれば、新式の 装置を入れることもできるのだろうから、 更新の仕組みを持つような随契となるよ うに考えていただきたい。	

委員講評

○ 低入札については、事務局の考えている方向性と、私たち委員が考えている方向性が 違うと感じた。

なぜ、低入札についてこれだけ言うかというと、企業がコストを下げようとする努力をすることをしなくなることを一番心配している。

ダンピング対策も大切だが、そういう努力をしなくなることを心配して、これだけ議論しているということを頭の片隅に置いておいていただけるとよいと思う。

○ 質問の中でいくつか言わせていただいたが、事象なりトラブルを今後にどう活かすか が大切である。

仕方がないではなく、どうやったらそういう事態を防げるかを考えていって欲しい。

○ 低入札については、低入札になったら沢山の書類を出すのが大変だからとあきらめる のはもったいない。低入札で落札したら、メリットを与えるようなアイデアがないかな と思った。

談合については、皆さんは、談合だということが確認されることが大前提というスタンスだが、私は、確認までできていない状況で何かできないかというスタンスであり、 話が噛み合わなかった。

○ 皆さんががんばっているのは承知したうえで申し上げさせてもうらうと、もう少し、 県のお金を使うことについて、いいものを作ることについて啓発できる機会だと思うが、 うまくできていないと思う。

業者への啓発もできると思う。努力をお願いしたい。

○ 今回もイレギュラーなものがいくつかあった。

談合情報のあったものは、情報のあった業者が最低制限価格ぎりぎりで落札していた。 また、予定価格と同額での落札の事案もあった。

議論の中に改善の糸口、ヒントがかなりあると思う。

是非、意見を参考にしていただき、少しでもよい制度ができればと思う。